

二 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「有価証券」、「投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「新投資口予約権」、「投資法人債」、「資産運用会社」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する有価証券、投資法人、投資口、投資証券、投資主、新投資口予約権、投資法人債、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。</p> <p>2 「略」</p> <p>(一口当たり情報に関する注記)</p> <p>第六十八条 一口当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該営業期間末日における一口当たりの純資産額（投資主の請求により投資証券の基準価額をもって投資口の払戻しをする旨規約に定めがある投資法人（その投資証券の取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募により行われるものを除く。）にあつては、当該一口当たりの純資産額と当該基準価額の算定の方法により算定した当該一口当たりの純資</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「有価証券」、「投資法人」、「投資口」、「投資主」、「新投資口予約権」、「投資法人債」、「資産運用会社」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する有価証券、投資法人、投資口、投資主、新投資口予約権、投資法人債、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。</p> <p>2 「同上」</p> <p>(一口当たり情報に関する注記)</p> <p>第六十八条 「同上」</p> <p>一 当該営業期間末日における一口当たりの純資産額</p>

<p>産額との間に差異がある場合における当該純資産額及び当該差異の理由を含む。)「二・三略」</p>	<p>「二・三 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	